

北海道ニセコ高等学校いじめ防止基本方針

1 趣旨

生徒が夢と希望を持って生き生きと充実した高校生活を送れるよう、いじめの防止に向け、日常生活指導体制を定める。いじめの未然防止を図りながら、早期発見に努めるとともに、いじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決するため、「北海道ニセコ高等学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月28日施行)に基づき、次のように定義する。

「いじめ」とは、生徒に対して、本校に在籍している当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

3 いじめ防止のための組織の設置

いじめの未然防止、早期発見・早期解消等の生徒指導上の諸問題の解決に向けた効果的な取組や対応を行うための組織を設置する。

(1) 組織の名称

「いじめ防止委員会」とする。

(2) 組織の構成員

教頭、生徒指導部長、各学年1名、養護教諭、学識経験者(スクールカウンセラー等)1名、による7名とする。

4 委員会の役割

(1) いじめの防止

いじめの問題は、どの生徒にも起こりうると捉え、全ての生徒を対象とした取組をおこなう。

いじめの未然防止の観点からの取組を行うとともに、全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、教職員が一体となった継続的な取組を進める。加えて、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる教育活動および学校環境づくりも未然防止の観点から進めていく。また、いじめの問題への取組の重要性について保護者にも認識を広め、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見のため、ホームルーム活動や授業、各種行事等を通し生徒の把握に努めるとともに、アンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。また、教師向けの指導用資料やチェックリストの活用を図るとともに、生徒情報が全教員で共有できる体制の強化を進め、学校におけるいじめの早期発見に向けた取組の充実を図る。

(3) いじめに対する措置

いじめがあることが確認された場合は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、いじめを行った生徒に対して懲戒を加えるよう校長に具申する。

(4) 家庭や関係機関との連携

地域や家庭との連携については、PTAや学校関係者が、いじめの問題について学ぶ研修の機会を設けるなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進する。

関係機関との連携では、必要に応じて警察や児童相談所、医療機関、法務局等と適切な連携を図るとともに、平素から、関係機関の担当者と情報共有体制を構築するよう努める。

5 その他

「北海道ニセコ高等学校いじめ防止基本方針」は、国の基本方針の見直しや「北海道子どものいじめ防止に関する条例」等を検討して、必要があると認められるときには、改訂するものとする。